

平野運動公園プール開き

7月1日(金)は正午から無料開放

50メートルプールや幼児プール、水しぶきを上げて滑り下りるスライダープール、川のように流れる流水プールなどいろいろあります。

【開放期間】
7月1日(金)～8月31日(水)

※期間中は無休

【開放時間】

午前9時30分から午後5時まで
※7月1日(金)は正午から

【料金】

▽大人 4100円
▽中学生 3100円
▽小学生 2600円
▽幼児(4歳以上) 1000円

【問い合わせ先】
運動公園プール(平野)
☎24704



第26回大洲市カヌーツーリング大会

【開催日時】

8月21日(日) 午前9時～

【コース】

大成橋～大洲城下
15・3キロメートル(5区間)

【参加資格】

中学生以上で心身ともに健康な人

【チーム】
監督1人(選手を兼ねることも可)

【クラス】

A～Cクラスの3クラス
レディースクラス

【参加料】1チーム4000円
(傷害保険料含む)

※高校生以下は、2000円
(市内中学生チームは、無料)

【申し込み期限】
7月29日(金)

【問い合わせ先】

大洲市カヌーツーリング大会
実行委員会事務局
(文化スポーツ課内)

☎241734
FAX 235760



2016 人権セミナーのご案内

大洲隣保館では、今年度も人権セミナーを開催します。みなさんのご来場をお待ちしています。なお、入場は無料です。

【日時】

7月27日(水) 午後1時30分～

※開場 午後1時

【場所】

大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール

【講師】

宮崎 懐良 さん

(部落解放同盟長崎県連合会 書記長)

【演題】

「部落問題を考える」

～自分のアイデンティティから見えるもの～

【主催】

大洲隣保館、大洲市人権・同和教育主任会

【問い合わせ先】大洲隣保館 ☎24-6100

お父さんと一緒に石窯deピザづくり

男性の育児家事の積極的参画を促進する愛媛県少子化対策事業のイベントを開催します。長浜町櫛生地区では、廃校となった小学校を利用して、本格石窯で焼き上げるピザ焼き体験ができます。具材には、地元産の魚介・野菜も用意され、チーズもいっぱいおせて自由にトッピングしましょう。

お子さんやお孫さんを連れてぜひご参加ください。当日は、今話題のドッチビーでも遊べますよ。

【日時】

8月6日(土) 午前10時30分～午後0時30分

※受け付け 午前10時～

【場所】

旧櫛生小学校(大洲市長浜町櫛生乙141)

【対象】

父と子、祖父と孫(家族での参加も歓迎です)

【定員】先着40人

【参加費】

材料費500円/枚(ピザ直径:約24cm)

【申し込み・問い合わせ先】

(一社)愛媛県法人会連合会

えひめのイクメン推進事業

☎089(933)5596(代表) E-mail: ikumen@csc-ehime.jp

16 夏休み 親と子のコンサート

〜三浦文彰ふみあき & 小川典子のりこ デュオ・リサイタル〜

今年の大河ドラマ「真田丸」のオープニングテーマにおいてソロヴァイオリンを演奏するなど、今、最も注目を集めるヴァイオリニスト三浦文彰さんと、人気・実力とともに日本が世界に誇るピアニスト小川典子さんが3年ぶりに大洲でリサイタルを開催します。

清新さと円熟味の織りなす音のハーモニーをお楽しみください。みなさんのご来場をお待ちしています。

【日時】

8月7日(日) 午後7時〜
※開場 午後6時30分

【場所】

大洲市民会館大ホール
※駐車場は、大洲市観光駐車場、大洲南中学校グラウンドをご利用ください。

【入場料】(全自由席)

▽前売券 1000円
▽当日券 1500円

【チケット取り扱い】

文化スポーツ課、市内各公民館、市立図書館、市立博物館、市民サ

ービスセンター、親子でよい音楽をきく会

【主催】

大洲市、大洲市教育委員会、親子でよい音楽をきく会

【協賛】

(公財) 榭山教育振興会

【問い合わせ先】

文化スポーツ課
☎ 0999993

親子でよい音楽をきく会
☎ 245023 (楠崎)



(C) Yuji Hori



(C) S.Mitsuta

「うかい」俳句コンテストを開催します

平成29年6月に開催される「第22回全国鶺鴒サミット大洲大会」に合わせて、「うかい」に関する俳句作品を募集します。

【募集部門】

- ▽小学生の部
- ▽中学生の部
- ▽一般の部

※各部門別に最優秀作品1点、入選作品10点選出(入賞者には副賞があります)

【募集期間】

6月1日(水)〜9月30日(金) ※必着

【応募方法】

応募用紙(大洲市観光協会ホームページよりダウンロードできます)に郵便番号・住所・電話番号・氏名(ふりがな)・年齢・学校名・学年を明記し、郵送、ファクス、メールのいずれかで応募してください。応募は一人につき2句以内とし、作品の漢字にはふりがなをふってください。

【審査発表】

審査は、テレビやラジオでおなじみの愛媛の俳人・夏井いつき先生が行います。

審査結果は、平成29年2月上旬ごろ、大洲市観光協会ホームページにて発表いたします。表彰式は、

平成29年6月開催の「第22回全国鶺鴒サミット大洲大会」で行います。

【その他】

- ▽応募作品は本人が創作した未発表のものに限ります。
- ▽応募作品は返却いたしません。
- ▽入賞作品の発表や、広告などの使用に関する著作権は主催者に帰属します。
- ▽応募作品や氏名、表彰式の映像は新聞、テレビなどで紹介させていただく場合があります。

【問い合わせ先】

〒795-0012 大洲市大洲649番地1
大洲市観光協会内
第22回全国鶺鴒サミット大洲大会実行委員会事務局
☎24-2664 FAX24-2750
E-mail: info@oozukankou.jp



平成28年度大洲地区広域消防事務組合 消防職員を募集

【採用予定人員】 6人

【受験資格】

▽平成4年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学または高等学校を卒業もしくは平成29年3月末日までに卒業見込みの人

▽日本の国籍を有する人

▽採用後、大洲市、内子町のいずれかに居住可能な人

▽次の身体要件を備えている人

・視力

両眼とも視力が0.7以上（矯正を含む）で色覚が正常

・聴力

左右とも正常であること など

【試験日時】（第一次試験）

9月18日（日）

午前9時～午後5時

【試験会場】

市役所2階大ホール ほか

※第二次試験の詳細は、第一次試験合格者に通知します。

【受付期間】

7月4日（月）～8月5日（金）

月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで（祝日を除く）

※郵送の場合は、8月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。受験申込書は、左記または各支署で用意しています。

詳しくは、地区回覧の「平成28年度大洲地区広域消防事務組合消防職員採用試験案内」をご覧ください。左記までお問い合わせください。

詳しくは、地区回覧の「平成28年度大洲地区広域消防事務組合消防職員採用試験案内」をご覧ください。左記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大洲地区広域消防事務組合

消防本部総務課

☎242666

<http://ozu19.jp/index.html>



市民公開講座 「介護予防で元気を呼ぼう」

愛媛県理学療法士会では、地域住民のみなさんへ広く理学療法を啓発することを目的に、介護予防推進キャンペーンイベントを開催します。

【日時】

7月17日（日） 午前9時30分～正午

【場所】

大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール

【内容】

脚力や握力などの体力測定、転ばない体づくりや運動に関する講演や実技

講演1 「介護予防で元気を呼ぼう」

講師 井上真吾さん（市立大洲病院理学療法士）

講演2 「関節痛と上手く付き合う方法」

講師 紀伊美枝さん（大洲記念病院理学療法士）

【参加費・定員】

無料 先着50人程度 ※申し込み不要

【主催】

公益社団法人愛媛県理学療法士会

【問い合わせ先】市立大洲病院 リハビリテーション室 理学療法士 茶家康吉 ☎24-2151

調理実習講座 ～家庭でできる減塩食を目指して～ 「惣菜・インスタント編」

市立大洲病院主催の調理実習講座を開催します。市民のみなさんの減塩食に対する意識向上および健康維持のため、当院管理栄養士指導のもとに企画しました。みなさんお誘い合わせのうえ、気軽にご参加ください。

【日時】

7月2日（土） 午前9時30分～ 実習開始

※受け付け 午前9時～

【場所】

大洲市総合福祉センター 2階調理実習室

【参加費】

無料

【定員】

30人程度 ※要予約

【問い合わせ先】

市立大洲病院栄養管理室 ☎24-2151

「大洲市ふるさと納税」の実績報告について

平成20年6月から平成27年度末までに、みなさんからお寄せいただいた「大洲市ふるさと納税」は、「地域振興基金」に積み立て、指定された施策に有効に活用させていただくことにしています。

これまでに寄せられた寄付金および活用した事業は、次のとおりです。今後も、この制度を通じて大洲市の魅力を発信し、よりよいまちづくりに取り組めますので、引き続き、ご支援・ご協力をお願いします。（詳しくは、市公式ホームページをご覧ください）

寄付の状況および活用事業

（寄付金額は、平成20年～27年度までの合計）

政策メニュー	寄付件数	寄付金額	活用事業	活用年度	活用金額
1 肱川との共生に関する事業	96	246万円	一般利用者用カヌーなどの購入	H27	200万円
2 子どもの未来に関する事業	103	295万9,000円	老朽化公園遊具修繕など	H27	200万円
3 文化創造に関する事業	27	31万9,000円	歴史副読本作成	H27	200万円
4 健康・安心の福祉に関する事業	81	616万5,000円	保健センター健診	H25～27	300万円
			3歳児保育に係る備品などの購入	H27	220万円
5 地域の力と活気創造に関する事業	91	184万4,000円	体験観光型カヌーなどの購入	H27	40万円
6 市長おまかせ	161	405万3,000円	※肱川との共生に関する事業に振り替え		(74万円)
			※文化創造に関する事業に振り替え		(176万8,000円)
合計	559	1,780万円	合計		1,160万円

1 肱川との共生に関する事業
（一般利用者用カヌーなどの購入）



2 子どもの未来に関する事業
（老朽化公園遊具修繕など）



3 文化創造に関する事業
（歴史副読本作成）



4 健康・安心の福祉に関する事業
（3歳児保育に係る備品などの購入）



5 地域の力と活気創造に関する事業
（体験観光型カヌーなどの購入）



大洲市公共下水道事業計画の変更にかか る説明および意見陳述会の開催について

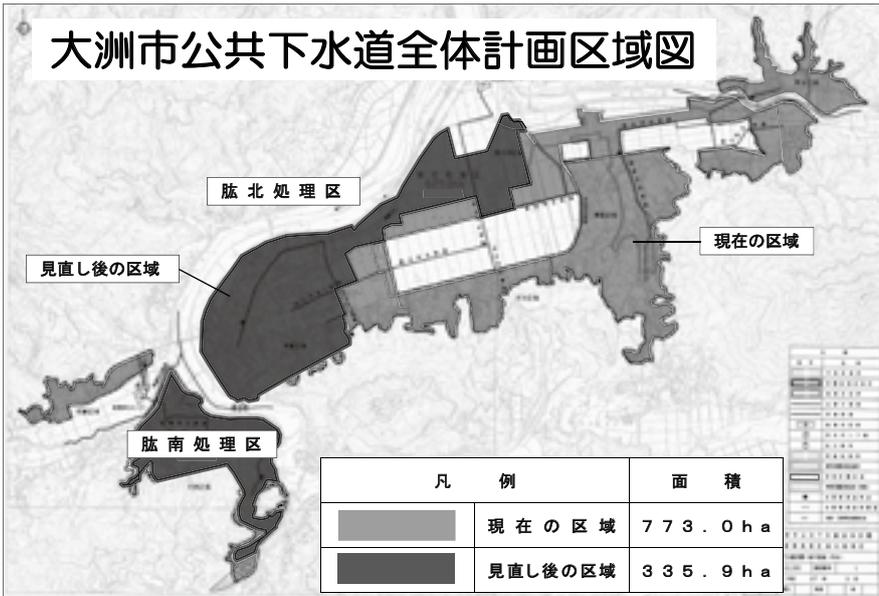
本市の公共下水道事業は、平成元年1月に着手し、現在、肱南処理区の整備がほぼ完了し、肱北処理区の污水管整備を鋭意推進しているところではあります。

しかし、近年の少子高齢化社会の進行による人口減少や厳しい財政状況などにより、全体計画と将

来の見通しが整合しなくなっていることから、全体計画の見直しおよび都市計画の変更を行っていただきます。

このたび、素案がまとまりましたので、「説明および意見陳述会」を次のとおり開催します。なお、今回の見直しで全体計画

区域でなくなった区域は、合併処理浄化槽による整備となります。



【日時・場所】

▽7月19日(火)

午後7時～

大洲市総合福祉センター

4階多目的ホール

▽7月20日(水)

午後7時～

肱南公民館

3階大ホール

【問い合わせ先】

下水道課

☎24-1720

「ふるさと大洲歴史物語」出版

大洲市教育委員会では、先人たちが残してきた大洲の歴史・文化および人物などを、中学生が学習し次代へ伝えていくとともに、市民の連帯感と郷土愛の醸成に役立つための啓発資料として「大洲市中学生版歴史副読本 肱川からの贈り物『ふるさと大洲歴史物語』」を作成しました。

教育総務課、各支所、市立図書館、市立博物館、各公民館において一冊500円で販売していますので、ぜひご購入ください。



【問い合わせ先】教育総務課 ☎24-1729

小池邦夫・坂山憲史講演会

今年の2月、旧大洲藩医で谷村元珉げんみんの末裔まつえいになる谷村英彦さんが解説し、まとめ直した「伊予国大洲藩医師谷村元珉純甫資料集成」が出版されました。この資料は、詳細に記録された内容から大洲藩の歴史だけでなく、医学的にも価値の高いものとして、現在多くの注目を集めています。

今回、この貴重な資料の出版を記念して、医学博士の坂山憲史さんによる「伊予国大洲藩医師・谷村純甫が遺した驚くべき『知』の遺産」と題した講演会と、絵手紙作家小池邦夫さんの講演会が開催されます。

【日時】7月31日(日) 午後1時～

【場所】松山市立子規記念博物館

【入場料】1,000円 ※当日券の販売なし

【入場券販売所】

愛媛新聞旅行、愛媛新聞社県内支社・エリアサービス ほか

【協賛】大洲市、大洲市教育委員会

【問い合わせ先】

小池邦夫・坂山憲史講演会実行委員会 (武田)

☎090 (8286) 4199

後期高齢者医療制度について

保険証が新しくなります

現在の保険証（薄桃色）の有効期限は、7月31日(日)までです。

8月1日(月)からは、新しい保険証（青色）に変わります。

【対象者】

▽75歳以上の人

▽65歳から74歳までの一定の障がいがある人（本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）

【一部負担割合】

1割または3割

※昨年中の所得で決定

【交付時期】

新しい保険証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

なお、8月以降新たに75歳となる人の保険証は、誕生日の前月に郵送します。

新しい保険証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も、7月31日(日)までです。

現在保有し、次の要件を満たしている人は、保険証と一緒に送

りしますので、申請の必要はありません。

【要件】

▽保険料の滞納がない

▽今年度の住民税が非課税の世帯

▽世帯内に所得の未申告者がいない

い

保険料の通知書を送付します

今年度の保険料額決定

通知書を7月中旬に送付

します。

保険料は、一人ひとり

に等しくかかる「均等割

額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

※保険料（年額）は、10円未満切り捨てで、限度額は57万円です。

詳しくは、保険証と一緒に送付する「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

【問い合わせ先】

保険年金課 後期高齢者医療係

☎1713

一人あたりの 保険料（年額）	=	均等割額 46,308円	+	所得割額 （総所得金額など－基礎控除額×所得割率9.16%）
-------------------	---	-----------------	---	-----------------------------------

後期高齢者の歯科口腔健診について

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、無料で歯科口腔健診を実施します。

お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。

この機会にぜひ歯科口腔健診を受診してください。

【対象者】

愛媛県後期高齢者医療の被保険者

（被保険者とは、75歳以上または65歳から74歳で一定の障がいがあり、愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた人）

※ただし、病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設へ入所・入居している人は対象外となります。

【申し込み方法】

電話などで直接お申し込みください。申し込み者には、クーポン券、受診票などを郵送します。

※受診をお勧めする人には、クーポン券などを送付します。

【実施期間】 6月1日(水)～平成29年2月28日(火)

【受診方法】

クーポン券などが届いたら、健診実施歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

【実施場所】

後期高齢者の歯科健診を実施する歯科医院

※クーポン券などを郵送する時に一覧表を同封します。また、愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県歯科医師会のホームページにも掲載しています。

【その他注意事項】

▽歯科健診は期間中に1回のみです。

▽重複受診が判明した場合は、費用を請求させていただきますのでご了承ください。

▽歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

【申し込み・問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合
事業課医療給付係

☎089 (911) 7733 FAX089 (911) 7735

E-mail: info@ehime-kouiki.jp

国民年金保険料の免除制度

保険料を納めることが経済的に難しい場合、申請により認められると、保険料の「全額免除」、4分の3、半額、4分の1のいずれかの「一部免除」、または「納付猶予」を受けることができます。

保険料の免除が承認された期間は、老後に年金を受け取るための期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障がい年金や遺族年金を受け取る資格期間にも含まれます。

ただし、免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、一部免除の承認を受けた人で、納めるべき一部の保険料を期限内に納めなかった場合、一部免除が無効となり、未納期間となるのでご注意ください。

【審査基準】
免除の場合

申請者、配偶者、世帯主それぞれの前年（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること

猶予の場合

申請者、配偶者のそれぞれの（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること

※平成28年7月分からは、納付猶予の対象者が30歳未満から50歳未満に拡大されます。

【申請できる期間】

過去の期間は、受け付けした月の2年1カ月前まで、将来の期間は翌年の6月（申請月が1月から6月までは、その年の6月）までです。

平成28年7月～平成29年6月分は7月1日から受け付け開始です。

【必要なもの】

年金手帳、認印

※失業したことにより免除申請される場合は、雇用保険受給資格者証や離職票が必要な場合があります。

【申請・問い合わせ先】

保険年金課 ☎24-1713
長浜支所 ☎52-1113
肱川支所 ☎34-2331
河辺支所 ☎39-2113

熱中症の予防 ～消防署からのお知らせ～

熱中症は、高温多湿などの環境に体が適応できずに発症することが多く、体内の水分と塩分のバランスが崩れるなどの影響で体調不良になり、異常な発汗やめまい、吐き気などの症状が起こります。また、室内にいる時でも熱中症になる可能性があります。

これからの時期は、熱中症になる人が特に増えます。熱中症の予防を行うとともに、正しい対応を覚えておきましょう。

【熱中症の予防】

- ▽こまめな水分補給や塩分(ナトリウム)をとる。
- ▽外出の際は、体をしめつけない涼しい服装で日よけ対策をする。
- ▽常に気温に気を配り、適度に室温を調節する。

【熱中症になったときの対策】

- ▽涼しい場所へ移動し、衣服をゆるめ横に寝かす。
- ▽氷などを首筋、脇の下、股関節あたりに当て冷やす。
- ▽体を少し濡らし、扇風機やうちわなどで体を冷やす。
- ▽意識がもうろうとしている、体温が極端に高い場合は、すぐに救急車を呼ぶ。

【問い合わせ先】大洲消防署本署 ☎24-0119
長浜支署 ☎52-0119
川上支署 ☎34-2851

児童扶養手当について

【支給要件】

18歳未満（年度内有効）または特別児童扶養手当を受給している20歳未満の児童がいる父子家庭の父、母子家庭の母、または父母に代わって児童を養育している人

※公的年金などを受給している場合でも、手当を受け取れる場合があります。

【現況届】

毎年8月に生活状況と前年所得などの届け出が必要です。

【所得制限】

本人および扶養義務者などの前年所得が一定額以上の場合は、支給が停止されます。

【手当の支給時期】

年3期（4月、8月、12月）

【手当月額】

- ▽児童1人の場合 42,330円～9,990円
- ▽児童2人目の場合 5,000円加算
- ▽児童3人目からの場合
1人増すごとに3,000円ずつ加算

【問い合わせ先】子育て支援課子ども相談係 ☎24-5718
長浜支所 ☎52-1113
肱川支所 ☎34-2347
河辺支所 ☎39-2113

「臨時福祉給付金」 「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」のお知らせ

臨時福祉給付金とは

消費税率引き上げに際し、所得の低い人への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として支給する給付金です。

【支給対象者】

次の条件のすべてに該当する人

- ▽基準日（平成28年1月1日）に大洲市住民基本台帳に記録されている人
- ▽平成28年度分の市民税の均等割が課税されない人（ただし、市民税の均等割が課税されている人の扶養親族などは除きます）
- ▽生活保護制度内で対応される被保護者などではない人

【支給額】

支給対象者一人につき3,000円



障害・遺族基礎年金受給者向け給付金とは

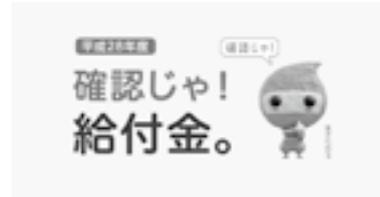
「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の低い障害・遺族基礎年金受給者を対象に、臨時的な措置として支給する給付金です。

【支給対象者】

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、対象となる年金について平成28年4月分または5月分の受給がある人で、高齢者向け臨時福祉給付金の支給を受けていない人

【支給額】

支給対象者一人につき30,000円



【申請先・支給時期】

申請先は、基準日において、住民登録がされている市町村になります。

なお、平成28年度分の市民税の課税が6月以降になること、また、支給開始月が10月となっているため、実際に給付金を対象者へお支払いする時期は、それ以降になる見込みです。現在、申請などに向けた準備中ですので、詳細が決まり次第、順次お知らせします。

— 注意 —

「臨時福祉給付金」の手続きを装った、「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

【問い合わせ先】

臨時福祉給付金に関すること 社会福祉課地域福祉係 ☎24-1715

市民税に関すること 税務課市民税係 ☎24-1711

介護保険料のお知らせ

介護保険制度とは

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていく仕組みです。40歳以上の人が納める保険料と公費で運営されています。

保険料について

- ▽40～64歳の人
各種健康保険から保険料を納付
- ▽65歳以上の人
市町村に直接保険料を納付

※金額は、毎年7月に住民税の課税・所得状況に応じて決定

納付方法について

普通徴収

年金額が年額18万円未満の人は、送付される納付書で納めてください。また、取扱金融機関で口座振替を利用することができます。

特別徴収

年金額が年額18万円以上の人は、年金から差し引かれます。年金額が18万円以上の人でも、年度途中で65歳になった、他の市

町村から転入した、所得段階が変わった、などの場合には、一定期間「普通徴収」になることがあります。

納め忘れにご注意ください

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が受けられなくなります。

分割納付という方法もありますので、ご相談ください。

1年以上滞納すると、サービスがいったん全額負担となり、申請により後で給付されます。

1年6カ月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めになったり、滞納していた保険料と相殺されたりします。

2年以上滞納すると、利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の給付が受けられなくなったりします。

※災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなった場合は、減免措置などがありますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 高齢福祉課介護保険管理係
- 長浜支所 ☎ 24 1714
 - 長浜支所 ☎ 52 1114
 - 河辺支所 ☎ 34 2347
 - 河辺支所 ☎ 39 2113

平成28年度の保険料 (65歳以上の人)

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	▽生活保護受給者 ▽老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人 ▽世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.45	28,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75	47,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.75	47,900円
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	57,500円
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	基準額	63,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	76,600円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上で190万円未満の人	基準額 ×1.30	83,000円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上で290万円未満の人	基準額 ×1.50	95,700円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の人	基準額 ×1.70	108,500円

介護保険施設の食費・部屋代の負担軽減の見直しについて

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設や短期入所（ショートステイ）を利用する人の食費・部屋代については、低所得世帯の人の負担軽減を行っています。

利用者負担段階の判定に用いる収入は、課税年金（老齢年金など）収入のみが対象でしたが、8月からは非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになります。

	対 象 者		負担限度額	
			部屋代	食 費
第1段階	▽世帯全員が市民税を課税されていない人で、老齢福祉年金を受給している人 ▽生活保護などを受給している人		0～820円	300円
第2段階	7月まで	世帯全員が市民税を課税されていない人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	370～820円	390円
	8月から	世帯全員が市民税を課税されていない人で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人		
第3段階	世帯全員が市民税を課税されていない人で、上記2段階以外の人		370～1,310円	650円
第4段階	上記以外の人		負担限度額なし	

【問い合わせ先】 高齢福祉課介護保険管理係 ☎24-1714 長浜支所 ☎52-1114
 肱川支所 ☎34-2347 河辺支所 ☎39-2113

各種手当について

【特別児童扶養手当】

- ▽受給資格者
一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している人
- ▽支給要件
 - ・障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
 - ・障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと
- ▽手当月額（障がい程度により異なる）
 - ・1級 51,500円
 - ・2級 34,300円
- ▽手当の支給 毎年4、8、11月の3期

【特別障害者手当】

- ▽受給資格者
重度障がい者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別な介護を必要とする人
- ▽支給要件
重度障がい者（20歳以上）が施設入所または入院（3カ月超）していないこと
- ▽手当月額 26,830円
- ▽手当の支給 毎年2、5、8、11月の4期

【障害児福祉手当】

- ▽受給資格者
重度障がい児（20歳未満）であって、日常生活において常時介護を必要とする人
- ▽支給要件
 - ・重度障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
 - ・重度障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと
- ▽手当月額 14,600円
- ▽手当の支給 毎年2、5、8、11月の4期

【各種手当の共通事項】

支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

現況届の提出

受給者は、毎年定められた期限内に所得状況などの現況届を提出する必要があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係 ☎24-1758
 長浜支所 ☎52-1114
 肱川支所 ☎34-2347
 河辺支所 ☎39-2113

「新しい市民文化会館を考
える市民会議」委員募集

市では、新しい市民文化会館を考
える市民会議の委員を募集しま
す。

【任 期】平成29年3月まで

【応募資格】

市内に在住し、満20歳以上の人
(平成28年6月1日現在)

※応募多数の場合は、選考により
決定します。

【応募方法】

市民会館事務所、財政契約課また
は各支所にある指定の申込書(市
公式ホームページからダウンロー
ドできます)を、市民会館事務所
へ直接持参、郵送、ファクスまた
はメールで提出

【応募期限】7月15日(金)まで

【問い合わせ先】

年金出張相談 ※要電話予約

大洲地域
時 7月5日(火)・20日(水)
午前10時～午後3時30分
場 大洲市総合福祉センター

長浜地域
時 7月12日(火)
午前10時～午後3時30分
場 長浜町商会

問 松山西年金事務所
☎089 (925) 5105

市民法律相談 ※要電話予約

時 7月23日(土)
午前10時～午後4時
場 大洲市民会館
問 総務課行政係 ☎24-1724

人権相談

大洲地域
時 7月20日(水) 午前10時～正午
場 人権啓発課(別館3階)
時 7月15日(金) 午前10時～正午
場 柳沢公民館
問 急ぐ時は法務局大洲支局
☎0570 (003) 110
人権啓発課
☎24-1746

行政相談(総務省)

大洲地域
時 7月20日(水) 午前9時～正午
場 市役所3階第2会議室
問 総務課行政係 ☎24-1724

長浜地域
時 7月22日(金) 午後1時～4時
場 長浜体育館1階会議室
問 長浜支所 ☎52-1111

肱川地域
時 7月5日(火)
午後1時30分～4時30分
場 肱川公民館2階青年室
問 肱川支所 ☎34-2320

河辺地域
時 7月8日(金) 午前10時～正午
場 河辺老人福祉センター
問 河辺支所 ☎39-2112

不動産無料相談

時 7月15日(金)
午前10時～午後4時
場 宅建協会大洲地区連絡協議会
問 ビアスプランニング(株)
☎25-1747

大洲市民会館事務所

(大洲市大洲891番地の1)

☎244105

℡244106

国土調査を実施します

国土調査(地籍調査)とは、一
筆ごとの土地について、その所有
者や地番、地目および境界に関す
る調査確認を行い、境界に関する
測量や面積を測定した後、その成
果として、地図(地籍図)と簿冊(地
籍簿)を作成するため調査を行う
ものです。

調査結果は、まちづくり、公共
事業、税務、災害復旧など、土地
に関するさまざまな分野で利活用
されます。

【実施区域】新谷、菅田の一部

【問い合わせ先】

農山漁村整備課国土調査係

☎241743

国民健康保険証の更新
について

国民健康保険に加入しているみ
なさんが、現在お持ちの保険証の
有効期限は、7月31日(日)までです。
新しい保険証は、7月中旬以降、
簡易書留郵便で各世帯に送付しま
す。

有効期限の切れた保険証は、細
かく裁断し、破棄してください。

【問い合わせ先】

保険年金課国保係 ☎241713

犬ねこの移動譲渡会&
譲渡前講習会 in 八幡浜

愛媛県動物愛護センターで収容

した犬・猫を、地域の模範飼い主
として、家庭で終生大切に飼って
いただける人にお譲りする会です。

併せて、地域の模範飼い主と
なっていたりするための講習会を
実施します。

【日時】

7月30日(土) 午後1時～3時

【場所】

南予地方局八幡浜支局

(八幡浜市北浜1丁目3番37号)

【申し込み方法】

事前の申し込みが必要です。専
用はがきを郵送(前日までに必着)
するか、動物愛護センターのホー
ムページより電子申請(2日前ま
でに申請)してください。

【問い合わせ先】

愛媛県動物愛護センター

☎089 (977) 9200